



ります。なお、上申権者は右の出願のほか、必要があれば職権でも上申することができることになっております。

これらの上申が審査会に参りますと、審査会におきましてはその事件の主査委員が指名されます。主査委員が、まず刑事事件記録その他関係記録について詳細な調査及び審理を行います。この場合、必要に応じて本人あるいは関係人等についての面接なども行います。またこの間、主査委員は委員長初めその他の委員にも関係記録を回しまして、調査方針等について適宜相互の連絡協議を行っております。

このような調査及び審理が終わりますと、委員長及び四人の委員で構成される合議において、慎重にその恩赦上申の可否が審議されるわけになります。結局多数決で議決されるということになるわけであり、合議の場合に、一回だけでは終わらずに数回の合議が行われてようやく結論が出るというようなことも間々あるように聞いております。

なお、恩赦事件のほかに、この審査会におきましては、先ほど申し上げましたように、地方更生保護委員会が決定した仮出獄の取り消しその他の処分についての不服申し立てによる審査請求事件がござります。この審査請求事件は平均して年間ほぼ十件前後受理しております。この審査請求事件の審査会における審査方法は、前に申し上げました恩赦事件の場合とはほぼ同様でございますが、違っておりますのは、請求受理から判決の期間が制限があることでございまして、請求受理から、この場合には六十日以内に判決をしなければならぬというふうに法律で定められております。

以上でございます。

○大竹委員 大体御説明をいたしてわかったような気がするわけですが、この提案説明の中に、いまの上申事件がふえてきたということに続きまして、「特に、無期刑による仮出獄者、死刑確定者、刑の執行停止中の者などについての事案の複雑な恩赦上申事件の増加傾向が著し

いため、」云々とあるのをごさいますて、ごめんとうでもこれらの点についていまい少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○古川政府委員 お答え申し上げます。

今回、この法案を提出いたしましたその大きな理由である、最近の複雑な恩赦上申事件の増加傾向でございますが、その第一に挙げられますのは、無期刑の仮出獄者の恩赦上申事件の増加であるというふうに申し上げたいと思います。無期刑の仮出獄者の恩赦上申事件数の推移を見ますと、昭和四十七年には三十七件、四十六年には三十九件、次の四十七年には五十七件、四十八年には七十一件と、四年間に約倍増、こういうふうな年々増加の一途をたどっております。また、潜在的な無期刑の仮出獄者の恩赦上申事件も相当ふえております。と申しますのは、無期刑の仮出獄者で仮出獄後五年以上を経過しております者の状況をみますと、昨年の調査で約四百人、無期刑で仮出獄している者がおりますが、そのうち相当数の者が保護観察の成績良好という報告になっております。したがって、これらの者につきましてはさらに期間がたちますとどんどん恩赦の上申事件になってくるのではないかと、かように考えるわけでございます。元来、無期刑の仮出獄者は恩赦によるほか救済の道がないわけでございます。今後ともこの無期刑の仮出獄者の恩赦上申事件はさらに増加をしていくものと思われのでござります。この無期刑事件は、当然死刑事件に次ぐ重大悪質な事件でありまして、審理は特に慎重を要することはもちろんでございます。また、その刑事事件記録も膨大でございます。その審理には相当な日時を要するということになるわけであります。

第二番目に、死刑確定者に対する恩赦上申事件も複雑でございます。審理に非常に慎重にならざるを得ないわけでございます。現在、審査会で審査中の死刑確定者に対する恩赦上申事件は十件でございます。死刑事件の恩赦の審理については、事案の重大性にかんがみまして、もちろん一般事

件に比し、より以上慎重かつ綿密な調査と審理を必要とするものであることは申すまでもないところであるのをごさいます。特に冤罪などを理由に恩赦を求めている事件が相当あるわけでございます。これはさらにきわめて困難かつ複雑な問題を含んでおりまして、より慎重な審理を必要とするものでござります。

次に、刑の執行停止中の者に対する刑の執行の免除の事案でございますが、これにつきましても、質的に詳細な調査と慎重な審理を要する事案が増加してまいっております。たとえば病状の診断でありますとか、将来執行の可能性があるかどうか、恩赦を行うについて相当かどうか、こういうことを判断するについて慎重な検討を要する事件が多くなっております。

これが恩赦事件の複雑性の一例でございます。

○大竹委員 それでは今度は、委員長あるいは委員について具体的に若干御質問を申し上げます。委員が、現在は委員長が常勤でいられ、あと四人は非常勤ということでござりますが、現在その職についておられる委員長あるいは委員の方々はどのような方々になっていらっしゃるのか。これはたしか任期は三年だと思ひますが、任命の時期その他具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○古川政府委員 お答えいたします。

現在、委員長は柳川眞文氏でございます。同氏は検事をされた方であり、大臣官房の保護課長、法務総裁官房長、大阪高等検察庁検事長等を歴任されまして、昭和四十一年三月定年退職された方でございます。委員になられたのは昭和四十五年四月でありまして、初めて中央更生保護審査会の委員に任命されました。当時は委員長は互選でございましたので、委員の互選によりまして委員長になられたが、昭和四十七年六月に当時の国会で委員長が常勤ということになりましたので、昭和四十七年六月には常勤の委員長におなりになりまして、引き続き今日に至っております。

次に、三宅富士郎委員でございますが、この方

は裁判官をされた方でございます。東京地方裁判所判事、東京高等裁判所判事を歴任されまして、昭和四十三年八月定年退職された方であり、昭和四十四年十一月に中央更生保護審査会委員に任命され、三年を経まして昭和四十七年十一月、そこで任期が更新になりまして今日に至っております。

次に、吉田次郎委員でございますが、この方はもとの少年審判所等に勤務された方でありまして、京都の少年審判所長、法務省保護局参事官、東北地方更生保護委員会委員長等を歴任されまして、昭和四十五年三月退職された方であり、昭和四十七年十一月中央更生保護審査会の委員に任命され、今日に至っております。

また、川嶋眞一委員は、少年院等に勤務された方でありまして、矯正研修所長、大阪矯正管区長等を歴任されまして、昭和四十九年四月に退職された方であり、同月、中央更生保護審査会委員に任命され、今日に至っております。

最後に、武田喜代子委員でございますが、この方はお茶の水女子大学の付属高女を卒業された後に、西條八十等に師事されて、長らく文学活動に従事された方であり、日本放送協会の脚本部に職を奉ぜられたこともありますが、その後放送作家として活躍されており、昭和四十三年六月以降は総理府の青少年問題審議会委員をなさっております。委員になられたのは昨年の十二月でございます。昨年十二月に中央更生保護審査会委員に任命され、今日に至っております。

以上でございます。

○大竹委員 大体わかりましたが、そこでわかりますならば、この五人の方々の現在の年齢を……。

○古川政府委員 柳川委員は七十三歳、三宅先生も七十二歳になられるかと思ひます。吉田次郎先生が六十七歳ぐらい、川嶋先生は六十二歳、武田喜代子先生は六十三歳ぐらいというふうに記憶いたしております。

○大竹委員 そこで聞きたいのであります

が、恐らく四人の非常勤委員のうちから今度は常勤のお二人をお選びになるんだというふうに思うわけでありますが、これはどういうようにしてお選びになるのか、まずそれをお聞きいたしておきたいと思ひます。

○古川政府委員 これは法務大臣の御任命でございますので私が申し上げるのはなんでございませうが、先ほどから申し上げておりますように、今度、恩赦事件が非常に複雑になってまいりました、そこで非常勤の方四人のうちお二人だけでも常勤になっていただいて常時勤務していただいて、恩赦事件の適正迅速な処理を図ろうというものでございませう、結局非常勤の委員の方四名のうち、比較的時間的に余裕のある方をお願いすることになるんじゃないかと思ひます。すべての委員の方はもう国会の御承認も得まして、この審査会の委員としてはまことに適格な方でございませうので、どなたになっていただいてもいいわけでございますが、やはり常時勤務ということになります、できるだけ時間的余裕のある方をお願いすることになるのではないかと、かように考えるわけでございます。

○大竹委員 これはやはりあれでしょうが、現在の事務処理の問題から全部を常勤にしないで、二人だけをお願いすれば何とかなるという趣旨で二人だけを常勤にお願いするということがなつたんじゃないかと思ひます、これは、これはやはり将来は全部を常勤にするというふうなことが、またたとえば、そういうことはどうかかわりませんけれども、四人まで常勤にする必要がなければ三人全部を常勤にして、三人にしておくと、そういうことはどういふようにお考えになっておりますか。

○古川政府委員 先ほど申し上げましたように、事務量がふえてまいりましたのでこの際非常勤の四名のうち二名をとにかくにたつたわけでございますが、さらにこの恩赦の刑事政策的効果がより一般に浸透いたしまして、恩赦事件がさらに

ふえてくるということになりますと、あるいはさらにまた残りの委員の方々も常勤にお願いしなければならぬようなことも出てくるんじゃないかと考えないわけではございませうけれども、また一方、委員として適当と思はれる方の中には、常勤化は好まないという方もおいででございませうし、また、元来審査会の性格としましては広く一般の意見が反映されるような民主的な審査会という点からいいたしまして、委員全部が常勤となりますとこれはやはり問題があるんじゃないか、そういうような点から、やはりこの問題は慎重に検討を要する問題ではないか、こういうふう

○大竹委員 先ほどの御説明だと、四人ともいまでは非常勤でいられたわけでありませうから、その中から主査の委員というものを決められて、そして、早い話がある程度平等に事件を案分されて事務を処理してこれたんじゃないかと思ひます、今度、今度常勤の方と非常勤の方とあるわけで、主査をどういふように配分するのか、事件の処理その他はどういふように処理されることになるのか、その点を説明していただきたいと思います。

○古川政府委員 これは常勤化の制度が発足いたしませんと何ともあれでございませうが、現在ではやはりできるだけ四人の方に平均的に主査委員をお願いして、その中にもやはりお忙しいからということである程度アンバランスはございませうが、できるだけ順次お願いするというようにして、いけるわけでございます。今度委員の方二名の常勤化をお認めいただきますならば、やはりその常勤の方にある程度主査委員のお仕事が多く回るんじゃないかというふうにお考えます。ただ、そういった場合にも、やはりできるだけ皆様の御意見が十分反映する、また当然合議の機会には全員でやっていたわけでございますので、全員の御意見が反映した、広い視野に立つた決定をいただくというふうな配慮されなければならぬ、かように存じます。

○大竹委員 次に、七条二項というのがあるのであります、いままではたしか常勤である委員長だけが政治活動をしてはいけないということになつてたわけでありませうが、今度は委員長及び委員、非常勤の委員も含めて、政治活動の禁止ということに改正されるのであります。まあそれでもないのかもしれないが、最近の物の考え方からいって多少逆行しているというふうな、非常勤の委員までやらないでいいんじゃないかというふうにも考えられるわけでありませうが、その点はいかがですか。

○古川政府委員 ただいま御指摘のように、現在は委員長が常勤化されておまして、当時の法改正によりましてこの七条二項が新たに設けられました、委員長に対する政治活動の禁止ということをお認めいただいたわけでございますが、今回の改正におきまして、七条二項に「委員長」とありますのを「委員長及び委員」、つまり常勤であらうと非常勤であらうと、すべての委員について政治活動を制限するという法案にいたしましたわけでございませう。元来、中央更生保護審査会における審理の公正中立のためには、予防更生法の第五條四項に条文がございまして、「三人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。」というふうな規定がございませう。一応その政治的中立性が考慮されていると存するのであります。が、先ほど申し上げましたように、前回の改正で委員長が常勤化された際に、委員長につきましては政党その他政治団体の役員となることを禁じ、積極的な政治活動ができない、そういう政治活動そのものの制限まで置いたわけでございます。今回の改正におきましても、常勤化された二人の委員の方は委員長と同じようなことになるのは当然だろうと思ひますが、さらにこの際非常勤の委員の方まで同じ制限をかせようとしたのは、中央更生保護審査会の政治的中立性を一層強化するためと申し上げていいかと思ひます。ほかの委員会の法令を見ましてもほとんどすべて、常勤、非常勤にかかわらず制限されているようでございませう。そういう点から

いたしますと、この中央更生保護審査会、ほかの委員会も同じでございませうが、より以上にそういう政治的中立性は強調されなければならぬというふうな存じませう、この際、常勤、非常勤にかかわらずすべて制限しよう、こういうふうなことにいたしましたわけでございます。

○大竹委員 次に、えらい細かいことを聞いて恐縮な点もあるわけでありませうが、委員長及び、今度常勤の委員と非常勤の委員がでるわけでありませうが、それぞれの待遇、給与というのはどうなつておるか、この際お聞かせ願つておきたいと思ひます。

○古川政府委員 現在の委員に対する待遇といひますか、手当てでございますが、現行の非常勤委員に対する手当は、これは日額でございまして九千五百円となつております。各委員の方は平均して一カ月に十二日間程度御出勤ということになつておまして、金額にいたしますと平均十一万四千円ということになるわけでございます。この日額手当は、昭和五十年年度の予算案では一日一万二千円とされておりますので、その支給額は一カ月平均十四万四千円となる予定でございませう。

今回の改正をお認めいただきますと、今度は常勤委員の給与は月額五十五万五千円ということになります、先ほどの非常勤の十四万四千円との間には相当の格差が生ずることとなるわけでございますが、これは、二人の委員の方が常時勤務する、いまのところは一週間に二回かそこらというところが、今度は一週間常時勤務していただくということとなりますので、これは当然であらうと存するのであります。さらに、このため常勤委員の方は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務などへの兼業が禁止されるということになりますので、必ずしも均衡を失ふることにはならないのではないかと、かように考えておるの

○大竹委員 委員長はどういうことになっておりますか。

○古川政府委員 委員長はどうかということになっておりますか。

○古川政府委員 委員長は六十三万円でござい

○大竹委員 もちろんこれは常勤でいらつしやるから期末手当その他は別につくのですか、どうですか。

○古川政府委員 常勤の方は手当がござい

○大竹委員 最後に、先ほど現在の委員の詳細についてお聞きしたわけでござい

○古川政府委員 前回は、委員長常勤の際の議事録を拝見いたしましたも、前々から審査会委員の若返りというのを御指摘いただいたよう

○古川政府委員 前回は、委員長常勤の際の議事録を拝見いたしましたも、前々から審査会委員の若返りというのを御指摘いただいたよう

○古川政府委員 前回は、委員長常勤の際の議事録を拝見いたしましたも、前々から審査会委員の若返りというのを御指摘いただいたよう

○古川政府委員 前回は、委員長常勤の際の議事録を拝見いたしましたも、前々から審査会委員の若返りというのを御指摘いただいたよう

○古川政府委員 前回は、委員長常勤の際の議事録を拝見いたしましたも、前々から審査会委員の若返りというのを御指摘いただいたよう

う場合もござい

○大竹委員 終わります。

○小宮山委員 青柳盛雄君。

○青柳委員 ただいま議題になつております犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の、改正の要点について一、二お尋ねをいたしたいと思います。

今回改正をされようとする問題点は、中央更生保護審査会委員の四人のうち二人を常勤の職員として活動をしていただく。つまり、審査会の機能の充実を図る。それによつて、この法律が目的としてい

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

はもう常識でござい

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

に存在するわけなんです。こういう人たちは、確定後一日一日が、いつ死刑の執行を受けるかという

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

○大竹委員 終わります。

程の中で、恩赦制度審議会というものが設けられて恩赦制度について調査審議をされ、最終意見書及び勧告書というものを内閣に昭和二十三年六月に提出をされたという記録があります。

最終意見書の中では、「一般的恩赦個別的恩赦を通じて、それが従来のごとく政府部内の手のみによつて決定されるということも、事の重要性に鑑み、適當を欠くであろう。恩赦は憲法上内閣の責任において行わるべきものであるけれども、その責任に民意を反映せしめることは民主主義の原理からいって正当であり且つ必要であると考えゑる。ま

た、それによって他面恩赦濫用の弊を防止せんと信ずるのである。」と云ふ趣旨があります。

勸告の中にはイとロと分かれておりまして、イの方は恩赦審議會、つまりこれは一般的な政令恩赦だけでなしに、政令による恩赦に関する事項と同時に、一個別的恩赦の運用基準に関する事項及び恩赦制度一般に関する事項につき進んで内閣に勧告し、又は内閣の諮問に対し答申する。」という恩赦審議會というものと、それからもう一つは、恩赦審査会という仮称であるけれども、これは法務総裁の諮問機関として、「個別的恩赦の決定を内閣に求めるに当り、」當時は法務総裁ですね、法務総裁は「あらかじめ審査会に諮問する」こういうようなもので、イのほうの恩赦審議會というものはついに目の目を見るに至らず今日に至つておるけれども、次の個別恩赦について、法務大臣の決定についての諮問的役割りをするものとしては、いま問題になっております中央更生保護審査会がつくられてゐるというわけで、機構は

んだが、さてそのイの方で言った内閣の諮問機関としての恩赦審議会の任務であるところの「個別」的恩赦の運用基準に関する事項」というようなものを決める機構そのものができていない。それで、私も恩赦法という法律も見るわけでありまして、私ども恩赦法という法律にも見るわけでありまして、これにも個別恩赦についてどういう基準で恩赦を行えというようなことがあんまり具体的に不出ていないわけですね。



そこでお尋ねするのは、刑事政策の面から言つて、刑をどういうものにするかということが非常に具体的に問題になるわけですね。罪を犯したというところ、それから刑罰法に触れるという点ではもう争いはないけれども、さてしからば法律で決められた刑の中でどういう刑を言い渡すのかがいいか。体刑がいかに罰金刑がいかに。体刑であるとするならばどういふ程度の数値的なものがあるのかという点と、その他いろいろ自由裁量の範囲が広いわけですね。これは裁判官のやる仕事でございまして、同時に、裁判で死刑とか無期とか懲役十五年とかいふように決められて刑の執行が行われつつある。もともとも死刑の場合には執行されればそれつきりですけれども、死刑以外の刑の場合には執行状態というのは継続しているわけでありまして、その期間の状況やあるいは社会の情勢の変化、いろいろ勘案いたしますと、刑事政策面から考へて当然この判決には修正を加える必要が出てくるということもありません。

だから、刑事政策は裁判まで決まってしまうわけではなくて、裁判で確定した後の刑の執行の過程においても、もちろん施設内矯正というように行刑の面での検討も非常に重要でありますけれども、刑を変更するというか、確定刑に手を加えるという恩赦的作用というものが、それなりに非常に重要な刑事政策上の部署を担当していると思ふのであります。私も余り勉強を深くやっておりますので、刑事政策などについての本を精読をいたしております。諸外国の例などもあつて、若い学者諸君あるいは研究者が論文を書いたり、研究の結果を発表したりしているのがたくさんあるようでありまして、それを根拠よく見ていけばいい例が見えるんじゃないかというふうにも思ふますけれども、どうも、判決前の問題とか行刑の問題についてはいろいろの文献を目にする機会があつても、恩赦政策について専門の本をまだ私不幸にして余り見ておりません。そこでお尋ねなんですけれども、それを専門にやっております法務省の保護局としては、どうい

うような基準というものを考へておられるのか。また事実それが一つの参考として活用されているのか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○古川政府委員 ただいま青柳先生御指摘のように、非常に恩赦は大事な仕事でありまして、また刑事政策面から非常に機能を果たしているわけであつて、果たしてしからば、恩赦はどういふような基準で運用しているか、あるいは保護局といふ点で、法務省にその基準があるかどうか、こういう御指摘でございまして、もちろんこれは審査会でもやることがございまして、われわれは審査会をいたしておるわけであつて、一応われわれの考へておりますところ、これは青柳先生の御質問にお答えすることになるかどうかわかりませんが、一応申し上げたいと思ひます。

先生御指摘のように、恩赦は、先ほどの、昭和二十二年に内閣に設置されました恩赦制度審議会における最終意見書によりますと、恩赦の合理的機能として次の四つの事項が挙げられておるわけであつて、これは先生御存じのとおり、一つは、法の画一性に基づく具体的不平等の矯正、第二番目が、事情の変更による裁判の事後変更、第三番目が、他の方法をもつては救えない誤判の救済、第四番目が、犯罪後の行状等に基づいてゆる刑事政策的な裁判の変更もしくは資格の回復、この四つでございまして、一番問題なのはこの四番目の、犯罪後の行状等に基づくゆる刑事政策的な裁判の変更もしくは資格の回復であらうかと思ふのでございまして、恩赦でも、実際に扱います事件でこれが一番多いわけであつて、

そこで、その際に審査会としてはどういふような点について調査をするかという点でございまして、これは犯罪者予防更生法の第五十四条に一応調査事項が掲げられておりまして、犯罪者予防更生法の第五十四条では、中央更生保護審査会における調査事項としては、一つに本人の性格、次に行状、それから違法の行為をするおそれがあるかどうか、それから本人に対する社会の感情、その

他関係のある事項について調査をする、こういうふうになつておるわけであつて、そういうことを調査いたしまして、もちろんこの中には本人の健康状態でありまして、か年齢等ももちろん入つてまいと思ひます。こういうような事項を調査いたしまして、そこで恩赦をすることが相当かどうかというのを決めるわけであつて、これは元来個別恩赦でございまして、一つの事件一つの事件がそれぞれの個性を持てているわけであつて、したがういふことで、いまのような点を調査いたしまして、その個性がまたこの審査会の一つの機能であるか、かように思ふわけであつて、一応われわれの考へておるだけでは公平に行われること、これはもちろん必要でございまして、

そういうことで、別に基準とか、あるいは大体は準備しておりませんが、審査会の方から、現在こういう事件を審査しておるが、このような事件について従来どのような事例があつたか、どのようであるかといふようなことは再三御質問がございまして、一応われわれの方としては先例は全部カードに準備しておりまして、まあ大体こういう事件についてはこうだといふことをその際逐次お答えしておりますが、そういうような点、個別のケース・バイ・ケースであるとは申しながら、やはり審査会では、その事件と同じような事件について恩赦が認められたかどうかという点は一応やはり審査として、ときにはお考へになつておられるようであつて、

○青柳委員 まあ、個別恩赦なるがゆゑになおさらそうであるとは思ひますが、まことにケース・バイ・ケースで、どんな似たような事件でもそれぞれ特色があるわけでありまして、一律の扱い方というのはいふまでもなくよくわかりません。ただそれにしても、行き当たりばつたりで、そのときの御都合次第ということでは公平というものは期せられないわけでありまして、幸い日本では、こういう刑事問題について、と言うよりも、広く、と

言つた方がいいのかもしれませんが、司法制度の運用の過程では汚職とか腐敗といふものは非常に少ないんじゃないか。これは誇つていいんじゃないかという感じがするわけですね。もともと、警察段階でもみ消されたといふような話もよく聞きますからその辺のところはともかくといたしまして、裁判官が判決をする過程で、金権勢力に影響されたといふようなこととか、不正がどうも目に余るものがある、汚職や腐敗がその中に露呈しているといふようなことはないであつて、恩赦の場合でもそういうことはないと思ひますから、そう不公正、不公平な扱いにはなるまいと思ひますけれども、それにしても、余り前例にばかりとらわれるとこれはきわめて保守的になつて、前例がないからということで、新しい、経験しないような事実関係の中では処理できないといふ弊害も出てきます。

したがって、基準といふのはある程度はできていていいんじゃないか。いま御指摘のありました予防更生法の第五十四条の一項の規定はよく引用される条文でありますし、これは刑事訴訟法の起訴便宜主義のところでも使われるし、また、物の本によれば、裁判官が執行猶予にするかしないか、どういふ刑にするかしないかといふことも大体こういうところを情状として考慮に入れるといふようなことであつて、それはそれなりに合理性を持つてゐると思ひます。思ひますが、これをこのまゝで十分と言へるかどうかということが一つの問題、さりとて、もっと机上の観念的な空想で作文をしてみればいいといふようなものでもないと思ひます。

問題は、このような法律ができておりますので、個別恩赦の運用基準に関する事項といふのが、いふまでもなく、何か特別法をつくるかどうかは別としても、もう少し突っ込んだ扱い方の基準といふものを決めてもいいんじゃないかといふことを考へますし、また私は、さらに一転して基準の運用といふことになりまして、これも先ほど言ひました民意を反映するといふこと

であれば、英米法あたりである起訴陪審とか、あるいは裁判における陪審制度といったような、一般の素人の人たちが陪審員として司法に参加するというような制度のようなものを設けて、そして常動であれ非常動であれ、職業的な審査会委員に一任しない、あるいはこれを補佐する法務省の公務員に一任しない、一般の民間人の知恵をかり、協力を受けるというような形にしていこうことが望ましいのではないだろうか。これは檢察審査会制度などというものが、いま余り活用されておらず、それが、それなりに民意を反映する意味において一つの役割りを演じているということも参考にするならば、恩赦に関する諮問的な民間機関というようなものが、民間機関という言葉はおかしですが、民間から専門的でない人たちの協力を得るといふ、そういう制度を考える余地はないだろうか。こういうことによつてやはり犯罪の予防という点にも役立つと思ふですね。一方において、正義が無視される、法治主義が無視されるということについてのふんまんから檢察審査制度というようなものもあつて、決して不正な行為、犯罪的な行為は見逃されない。法というものは厳格に守らなければならぬんだという思想を国民の間に植えつける役割りも檢察審査会は演じていると思ふのです。同時に、法は温かいものでもあるといふことも知る必要があるわけなんです。決して血も涙もないものではないということを知

ては困るというような状況とか、いろいろなことがあまねく吸収される、審査されるという、そういう保証があるのではなからうかと思ふのです。

大分回りくどくしゃべりましたので、法務大臣御了解かどうか存じませんが、私の言わんとするところは、いま申し上げたような新しい考え方に立つて研究してみる余地はないかどうか、これはぜひ大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○古川政府委員 いま青柳先生御指摘の点につきまして、さらに事務的に先ほどの答弁を補足したいと思ひますが、犯罪者予防更生法五十四条であらう項目を掲げているわけでございますが、さらに恩赦法の施行規則でわれわれの方は調査書というものを設けております。施行規則の二条の一項あるいは四條等、恩赦上申になります際の調査書をつくっております。それはさらに項目を分けてまして、先ほど申し上げましたような健康の状態なども入れました心身の状態、経歴、行状、家族の状況、資産及び生計、並びに将来の生計方針、犯罪の動機、原因、犯罪に関する参考事項、被害者及び社会の感情、その他、記載例もつけまして、さらにこれを細かくしたものを一応内規としてつくっております。そういうことで、できるだけ多くのデータを集めて審査会の調査資料とするというたてまえをとつておるわけであります。

さらに、今度は審査会の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、非常に民主的をたてまえといたしておりますので、全部を常動化していただくのに問題があるというようなことを申し上げましたが、先ほど青柳先生御指摘の、たとえば保護司などを入れてはというあれもございまして、委員の中には、現在保護司をやつておられる方もおられますし、調停委員をやつておられる方もおられますし、できるだけそういう、広く民意の反映するような審査会ということ

で運営しておられるように伺つております。

○青柳委員 まあ、大臣、むずかしい問題だから

ということでお答えを避けられましたか、確かにそんな単純な問題でもありませんし、私も十分考へに考へ抜いて提案しているわけでもありません。御検討いただければよろしいと思ひますが、いづれにしても、今度常動者を二人ふやして、そして充実を期するということでありまして、従来よりははもと違った結果が出てくるだろうとは期待いたします。そういう意味で、この制度の改正そのものに私どもとしては反対する理由はないのでありますけれども、しかし同時に、こういう制度を戦後実施されてから二十五年以上、四半世紀を過ぎているわけでありまして、この辺で一廻り顧みて、そしていい点は伸ばすし悪い点は改める、もつと前向きにこの制度そのものを検討していくということが大事ではないか。なかなか一挙に変わらないうちに、私がいま提案いたしましたような線でも改訂すべきものは改良していかなければならぬと考へます。

それからちよつと、杞憂であればよろしいんですが、冤罪を主張する死刑事案の確定者が再審請求をしたりあるいは恩赦の請求をしたりしておりますが、再審手続中とか恩赦請求中は死刑の執行は一応ストップされるという法的規制あるいは慣習のようなものがあるようでありまして、それはそれなりに冤罪を主張する者にとっては救いの道になつてゐるわけですが、恩赦の出願、申し出がきつてスピーディーに処理される。だから、恩赦不相当ということではばつと処理されてしまふ。処理されるたびにまた出すというよう

なやり方もあるまいしうけれども、いづれにしても余り悪い方にスピーディーに処理されてしまふというようなことになると、これは事務の簡素化のためでしょうけれども、結局一網打尽のような形になつてきて——一網打尽という言葉は余り適切じゃありませんが、とにかく、せつかく恩赦に淡い期待をかけていても電報で返事が来るみたい

説明を読みますと、「適正かつ迅速な審査」、迅速というところをひがんでるわけじゃありませんけれども、いい結論を迅速に出してくださるならいいけれども、悪い結論を迅速に出されたのでは何と情の薄いのかということにもなるわけですね。だから、悪いんだつたら慎重にやるから余り迅速ということにはならないというようなことが期待されていいんじゃないか。

それから、これは運用の問題で希望しておくわけですが、先ほど、無実を訴えている人間の場合には特赦などということはお考えられない、刑の変更を訴えているがゆゑに恩赦が認められなかったというものが日本弁護士連合会でも非常に問題になつて、決議まであつたのです。徳島のラジオ商殺し事件、これは奥さんが旦那さんを殺したというやうな事件、そういう疑いでやられたのです

が、いつまでたつても本人は無実を主張して譲らない、改悔の情がない、こういう者は恩赦はできないというやうなことで、再審を申し立てたりして無実を訴える者には恩赦はもうなじまないのかというやうな憤りのこもつた議論があるわけでありまして、これを実際上はどういうふうに対処しているのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○古川政府委員 先ほどの第一番目の、恩赦の出願あるいは再審の請求中ということが死刑の執行を延期する事由となるかどうかという問題につきましては、これは法律上は、そういう再審請求とか恩赦等の出願中でありまして死刑の執行を命ずることには何ら問題のないわけでありまして、しかしながら実際の問題でございまして、死刑執行は非常に重大な問題でございまして、当然そういうことかと思ふのでございまして、現在までに恩赦の出願中あるいは審理中に死刑の執行が行われた事例はないわけでございます。

それから冤罪の点についてでございますが、先ほど申し上げましたように、冤罪を理由とする者につきましても審査会は恩赦を考えたわけではございまして、決して冤罪を主張する者は恩赦になじ

まないという考えを審査会はお持ちでないことは間違いないと思います。

○青柳委員 仮釈放の問題ですね。これは中央更生保護審査会の問題ではなくて、地方更生保護委員会の決定の問題であります。仮釈放の請求というのにもたくさんあるわけですね。ところが本人が事実を認めておらぬ。公判記録などを全部地方更生保護委員会の方で根気よく読まれるのかどうか、知りませんが、記録は読まないで、読めばあるいは別な、本人が無実を主張するの無理からぬということもわかるのかもしれないが、判決だけ読んで、判決が有罪になって、どうも情状も非常によくない、そういうのが無実を主張しつつ、再審は請求してないけれどもおれは悪いことをやったのじゃないかというのを言っている限りは出さないという。これは政治的な事件に多いのです。一般事件、窃盗とか強盗とか詐欺とかいような、そういう反社会的な行為で有罪を言い渡されて刑の執行を受けているというのはなくて、労働運動あるいは農民闘争その他政治活動に関連して罪に問われた、そして刑が確定して執行された。自分は悪いことをやったとは思わない、大体これはでっち上げである、不当弾圧である、こう言っているような人間は、幾ら刑務所の中でもちゃんと規則を守って、模範的な、社会に出してもちっとも心配ないような人であっても目いっぱい置いておく、絶対に仮出獄は認めないといったような例が過去においてあったのです。北海道の白鳥事件の村上国治君などは一番無期懲役、二審二十年の刑になって、十四年ぐらゐ刑をつとめまして、たしか五、六年の仮出獄を認められていま釈放されておりますけれども、これは非常に異例な部類でありまして、それ以外の事案で私の知っているのは本当に仮釈放というのは少ないのです。

ひとつ切り離して、再審請求しているとか本人が無実を主張しているとかいうことは切り離して、別の観点、純粹の恩赦制度そのものの原点に立ち戻って研究してもらいたい。無実を主張している人であればこそ、私は、社会へ出てもう一遍犯罪を犯すというようなこともあり得ないというふうに思うわけで、その点では改悛の情とかないかということとは無関係であります。むしろ改悛の情があるかないかを問題にするのは、罪を犯したということが争いなく本人も自覚している人間についてあるのであって、罪を犯したことがないという確信に燃えている人に改悛の情があるかないかなんというところを、事実を認めるか認めないかによって判定するということこそが一方的な官僚的な考え方ではないかというふうに思いますので、この点は繰り返しになりますけれどもぜひ運用の上で留意していただきたい。

このことだけ申し上げまして、私の質問を終わります。

○小宮山委員長 沖本君。

○沖本委員 この犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中に、「近時、恩赦上申事件が逐年増加の傾向をたどっており、特に、無期刑による仮出獄者、死刑確定者、刑の執行停止中の者などについての事案の複雑な恩赦上申事件の増加傾向が著しいため」と、こうあるのですが、「無期刑による仮出獄者」というところと、「事案の複雑な」という箇所ですね、これについての中身の御説明をお願いしたいと思います。

○古川政府委員 先ほど大竹先生の御質問にお答えいたしましたので、無期刑は重大複雑であると申し上げたのでございます。その理由は、ほとんど無期刑は大体死刑と同じように、強盗殺人あるいは殺人あるいは強姦殺人、こういうような事件でございまして、そこで記録も非常に膨大である。そういうような犯罪を犯すに至った動機もいろいろございまして、先ほどのような恩赦のいろいろな理由も無期は死刑に次ぎましていろいろ複雑でございまして、そういう意味で重大複雑だというふうに申し上げたわけであります。

○沖本委員 これは前にも御質問したことがあるのですけれども、大阪の刑務所で大阪大学の不正入学事件があって、当時相当社会の問題になったという点で、刑務所の方も当委員会でも視察にも行きましたし調査もしたわけで、それのことが出たわけですから、問題は、長期刑の者が仮出獄して、それに関連する人々になるわけですが、内部と連絡をとって、外から内に入つて事件を起こしておるといふことになるわけですね。結局、先ほどの御説明の中にも、本人の性格、本人の行状あるいは本人の行状に対する社会の感情というような点をお挙げになってお話があったわけですから、いわれる仮出獄した者について、それに殺された方は暴力団関係じゃないかと、その事件の内容とか、それは本人の人権もあることだし、そういう面は考えなければならぬ点でもあるわけですから、それと今度は社会の感情という面から考えていくと、事件を起こすということとは予想できないわけですから、少なくとも社会へ出てきてそういうことを犯すのだというような者はやはり考えてもらわなければならぬ。たまたま事件が報道され、刑務所の中にまだ問題が及んでいったことなのですから、これは一応報道を通して社会の人の目に入った、耳に入つたということなのですが、やはり報道されなければ、同じような事件がないにしても、ケースの人たちが出てくる、社会の中におる、それがまた犯罪を犯していくことになる場合、これは社会人の感情としては大変な迷惑だということになるわけなんです。それで、その後特に矯正局の方でも、法務省の方でも十分その点には取り締まりなりいろいろな方法を講じられておるとは思いますが、ともすると、当時聞いた話なのですけれども、要領のいい人が仮出獄なりそういう恩典に浴して、本当は社会へ出しても別にそんな影響のないような人がいわゆる無口であったりその態度が十分でなかったりということ、

逆にその人たちが出られない。むしろある意味で要領のいいのがうまく外へ出て自由なことをやっている、これじゃ法の精神なり内容とは反するということになるわけですから、そういう点についてその後矯正局の方でこのように実態の把握なり状況なり――これは先ほど青柳先生がおっしゃったとおり地方の更生保護委員会に属する問題にはなるわけですから、やはり一番中心部になるのはそちらの方であるということになるわけですから、そういう点についていまの状況はどういう状況なのか、御説明いただきたいと思ひます。

○長島政府委員 ただいま御質問の点、おっしゃる通りでございます。たとえば暴力団関係者等のような者で、出たらまた犯罪をやるというような者が早く仮釈放で出るといふことはあつてはなりませんし、同時に、社会へ出て完全に更生できるという人について、なるべく早く仮釈放をして社会内処遇に移すというののもまた当然あるべきことだと思ひます。

これを解決いたします方法としまして、昭和四十七年に受刑者分類規程という新しい規程をつくつて、四十七年以降これを使つておるわけでございます。新しい分類規程におきましては、受刑者が刑務所へ入りましたときから分類をすでに始めるわけでございまして、これは本人の性格、資質の分類と申しますか、そういうことから家族関係、過去の経歴、それから将来どういう生活をやっていくかという見通し、居住先、そういうものにつぎまして入所時に分類をいたしまして、それから短期の者につぎましては三ヶ月ごと、長期の者は六ヶ月ごとに必ずまた再調査をやつておるわけでございまして、同時に、保護の方との関係でございまして、最近には保所いたしますと早い時期から保護の関係の方が、保護司さん等が面会に来られて、家庭環境、居住先の調査と申しますか、それに入つていただいております。そういう情報もこちらの方へいただいておりますので、そういったいろいろな科学的な情報と申しますか、それを集めて、分類の方の専門



家、それから所長、各部長、課長等が集まりまして審査をいたします。仮釈放が適当かどうか、会議をいたしまして、慎重な会議の結果、仮釈放を申請するのがよいという結論になりますと、所長が——もちろん拒否権がございますけれども、所長もそれだいたいというふうな考えますと委員会の方へ申請をするということになっております。

現在、刑務所には累進処遇制というのを一方でとっておりまして、これもいまの分類調査と関係がございますが、分類調査の結果、非常に所内の行状もよいということになりますと、階級がだんだん上がっていくわけでございます。最初は四級から入るわけでございますけれども、三級、二級、一級と上がってまいります。二級から一級に入りますと仮釈放の申請の対象に当然なっておりますわけでございます。そういう意味で、一方では所内の行状が累進の級別が上がる際に非常に反映しておりますが、一方では科学的ないろいろな調査というものが行われておりまして、その両方を総合してやろうということをやっております。

ただ、これはいま申し上げましたように四十七年からやっております、いま一生懸命努力をしておりますけれども、完全にうまくいっておるといふふうにはまだ申し上げかねると思っておりますが、そういう方向で努力をしておる現状でございます。

○古川政府委員 先ほど御指摘のように、仮釈放中の者が再犯を犯したり、いろいろ問題はあつたわけでございますが、仮釈放につきましてはこれはわれわれのほうの更生保護委員会が決定しているわけでございまして、こういう点につきましてはそういうことのないように従来から注意しているわけでございます。

ただいま御指摘になりました、要領のいい者が早く許されるようではないか、この点につきましては、われわれの方も仮釈放につきましては公正を旨とするように前から指示しているわけでございます。確かに御指摘のように、累犯者の中には施設の職員と比較的なれと言いますか、そういう

意味で表面的には従順に振る舞うというふうなものもあるいは出てまいるかと思ひますし、また仮釈放の審理の際に委員が面接に行きますと、その委員に対しては悔悟の情を装うと言いますか、おとなしうに見えらるものもあるわけでございまして。こういう点は、委員は比較的ベテラン——保護観察所長を経験した者あるいは刑務所長を経験した者、そういうようなベテランを充てておるわけでございまして、そういうのを見破って仮釈放に万遺憾なきを期する、こういうことに努めておるわけでございまして、今後とも十分その点については配慮してまいりたい、かように考えております。

○沖本委員 これは刑務所の中を視察に行つたときに話があつたのですが、たとえば、当を得ていか得てないかはわかりませんが、中の受刑者で暴力団関係が主だつたわけですが、この人たちはいま頭を刈つて、それで従順な様子でネコをかぶつておるという表現があつたわけですが、でも、一たん外へ出るとがらりと変わるのだという御説明もあつたわけなんです。ですから、中の受刑にしている様子は非常にいい、だけれども出たら変わるんだという内容からいくと、全く要領の悪い人だとかえつて中では不当な扱いを受けて、それで、善良な人ということはないでしようけれども、比較的無難な人の方が中へ置かれて、全く要領のいい人が出られるのではないかと、いうふうな感じは受けたわけなんです。ですから、社会復帰ではなくて一時的に出て社会生活をするわけなんですけれども、それが中におるときからもう犯罪につながることを計画して外へ出ていくというふうなことであつたのではこれは何もないわけでは、むしろこういう制度の方がかえつて社会のためにはよくないということも言えるわけでは。

この中にありますとおり、いわゆる複雑な社会情勢、社会機構というものが犯罪のケースそのものも複雑にしていつておるということになるわけですから、これは刑務所の中の問題ではないん

ですけれども、たとえば、最近新聞に出ておりましたとおり、病院へ入つて、病院に入院してゐるというところで事件から逃げたといふと、そういうふうなケースもあるわけなんです。そういう点も考えていきますと、やはり公平に、公正に、受刑者なり何なりという者の恩赦なりあるいは仮出獄なり仮釈放なりというものが十分検討されていくように充実をしていただかなければならないということをお考へるわけでは。

それから同時に、しばしば問題になりますけれども、中に勤めていらつしやる職員の方々の処遇自体を十分見ていまいと、なれ合いが起きてそういう事件につながつていたり、あるいは隔離されたところで勤務している人の方がむしろ刑を受けておるというふうな感じを受けるような問題もあるわけですから、そういう点は、たびたび申し上げることですけれども、十分考へていただかなければならぬことだと考へるわけでござい

ます。それから、話は変わるわけですが、交通事故によつて刑の確定があつたということで刑務所へ入るということになるわけですが、刑務所へ入ることは、当然社会復帰をさして将来そういう事件を再び起こさないということが前提条件で罰を受けるということになるわけでは。しかし、交通事故というものは多発しておるわけですが、中身のケースは非常に複雑であるということも言えるわけですね。それから、それは罪によつて裁かれるわけですからどうしようということとはあり得ないわけですが、会社の経営者であるとか、あるいはその人がいなくなつたら大変なことになるというふうな人も同じように入つておるわけでは。それから刑を受けて社会復帰しても、本人がダメージを受けてしまつて、とても将来もとのところに戻らないということも考へられるわけでは。地方自治体にしてもいろいろなところにして、車の事故というものをなくするため

に努力はしておるわけでは。そういう中であつて、交通事故に係る人たちの受刑の状況、これは

どういふふうになつておるのでしょうか。

○長島政府委員 お答え申し上げます。

先生お話しのように、交通関係で禁錮あるいは懲役の言い渡しを受ける人が最近非常にふえております。それでそういう方々だけをできる限り一カ所に集めまして、そういう方々に適した刑の執行と申しますか処遇をやるということでは、たとえば東京の近辺でございまして御承知の市原の刑務所が交通の専門の刑務所になっております。あそこへ入つてまいりますのは、平均で申し上げますと大体八カ月前後の刑期の人が多いと思ひます。あそこは、入りましたときはやや閉鎖的なところでございますけれども、最初の二、三週間たちますと非常に開放的な、かきもかけないような建物の中に住んでおまして、さらに自動車の運転を続けるという人につきましては安全教育とか運転技術の指導等もその中でいたしておりますし、もう自動車の運転をやめるという方には別の作業をやらせております。その作業につきましても、外へ出かけていまして近所の農家のお手伝いをしたり、外の工場で働いたりというふうなことをやつておまして、生活自体は社会生活に非常に近いようなやり方をしております。御指摘のように、交通事故でございますからいろいろな方が入つておられるわけで、なるべく社会とのつながりを絶たないように、ことにおつしやつたような企業なんかの關係がございましたような場合には、そういう關係を絶たないよういろいろな配慮をいたしておりまして、面会等も非常に自由にいたしておるわけでござい

ます。なお、仮釈放につきましても、こういう人たちはですからほとんど原則的にみんな仮釈放の上申をいたしております。現実問題としては刑期が短いものですから長い仮釈放期間はございせんけれども、多くの場合に仮釈放をいただいております。そういうふうな承知しておるわけでござい

ます。特別のできるだけの処遇をしたいということをやつております。

○沖本委員 面会とか、比較的自由な取り扱いが

あるというお話ですから、事業をやっている人たちが受刑をしておてもその事業が継続してできるように、できるだけいろいろな連絡なりなんなりはとらしてあげる、そういう方法も講じてやっていたらいいわけですね。後に残されている奥さんが主人がいなくなった後の経営をわからなくなり一生懸命になってやっていると、経済的ないろいろな事情もあるわけですから、そういう点は配慮していただきたい。刑務所に入るくらいです。それから相当な事故ということになるわけですが、それから事故を起こした当事者であり、それには必ず人身事故を伴っておるといことがあられるわけですから、いわゆる被害者の方の立場もあるわけです。そういう点で複雑な問題を抱えておるわけですから、その辺も十分考えていただかなければならないわけですし、再び交通事故は起こさないといことの確認といいますが、本人の技術なり考え方なり生活態度なり、そういうものが改まっていて、その刑を受けたことによつてむしろそれがプラス面に影響していくような方法を考えていただかなければならないと考えるわけですが、そういう点、十分御研究をやっていただきたいと考へます。

それから、先ほどの仮出所で事故を起こすという問題につながるわけですが、最近暴力団の検挙が盛んに行われております。暴力団の資金源を求めるとか、いろいろなことで内容が非常に複雑になってきているということも新聞の一部でわれわれは知るわけですが、最近の暴力団の実態あるいは現在の状況——これはまあ警察庁と検察庁との違いはあると思いますが、盛んに銃砲を撃ちまくっているというように、よくありますし、社会的な影響が大であるということも考えられるわけですね。そういう人たちの実態と現在の取り締まり方針というものを伺いたいのです。

○根岸説明員 お尋ねの暴力団関係事犯でございますが、四十八年の末現在におきまして警察庁で把握しております暴力団は二千七百二十三団体

で、その所属構成員は十一万七千名余りというふうになっております。これは現在もそう変わりがないと思うのでございますが、最近暴力団に組織再編の動きも見受けられまして、これに伴つて暴力団同士の間で抗争に起因します殺傷事件や、組織構成員によります犯罪等が依然として多く発生しておる状況でございます。またその事犯も一層巧妙化あるいは潜在化する傾向にあるわけでございます。ちなみに、昭和四十九年度の暴力団関係犯罪の検挙件数を申し上げますと五万七千件余りというふうになっておりまして、この中には殺人三百四十八件、あるいは銃砲刀剣で申しますと四千二百八十八件という数字が挙がっております。

もちろん検察庁といたしましては各検察庁に暴力団関係の検挙を置きまして、暴力団の犯罪については重点的に厳正な検察を行つておるわけでございますが、暴力団の事件と申しましても単に殺人だとか傷害致死だとか、恐喝、暴行というような事犯にとどまりませんで、最近ではあらゆる法律を駆使して、たとえば脱税事犯だとか、会社の設立にかつむ公正証書原本の不実記載の罪だとか、あるいは特別法犯である覚せい剤麻薬事犯はもとより、競馬のみ行爲だとか、あらゆる分野にわたつて違法事犯があれば、何らかの工夫をこらして犯罪に問難できるものはその責任を問うという態度で、厳重な処罰ということを第一義に置いてやっております。

○沖本委員 毎年のように、これは警察庁の方ですけれども、検挙体制をつくつて盛んに検挙をやりになつてきたことなんですけれども、それが刑務所に入つてまた出ていく、また事件を犯す、いわゆる循環的なことを繰り返しているのじゃないか。一向におさまつていない。その結果そばづえを食うような人たちが多くある。またそのために、いろいろと取り締まりに協力しようと思つても後のお礼参りを恐れて協力しないとかということとは過去にないふんあるわけなんですけれども、最近のそういうふうな市民の協力関係なり、ある

いはお礼参りなりの事実はどういふ状況にあるのでしょうか。

○根岸説明員 普通の市民は余りこういう犯罪にかかわり合ふことをそもそも喜ばないわけでございますが、ことに暴力団関係のことにつきまして、それにかかわりを持ちますと、お礼参りと申しまさか、後難を恐れるというふうなことから、ことに最近では他人のことに非常に無関心だといふような風潮もございまして、率直に申し上げますと市民の協力といふのはなかなか得られない実情でございます。しかしながら、やはり警察を初めとする各取り締まり機関や検察庁のほうで、それは一生懸命市民等を説得して協力していただいております。

それで、お尋ねのいわゆるお礼参りのような件でございますが、統計面から見まして、四十九年度はいわゆる刑法の証人威迫罪といふことで四十二名検挙されておりますが、最近検察庁におきましては警察とよく連絡をとりまして、たとえば起訴された者が保釈になつたような場合、警察に直ちに連絡をいたしまして、仮にお礼参りのようなことが起きた場合には、たとえば一〇番いたしますと東京都内ですと、二、三分後には必ずパトカーが駆けつけるというふうな体制を常時整えておつてもらひまして、そういうような事犯にはすぐ即応できるという体制を整えております。また、裁判所も非常に理解がございまして、暴力団関係の事犯につきましてはなかなか保釈を許さないといふような運用もしていただいております。

○沖本委員 仮に保釈になりましたような事案につきましては、検察官の方では確執を申し立ててその保釈をとめるといふような方法をできる限り講じておるわけでございます。

○沖本委員 お答えの中にあったとおり、最近では自分のこと以外のことにかかわりたくないといふような風潮が非常に高いわけですね。ですから、電車の中でいたずらされてるのを見て見ぬふりをしたり、あるいは困られて集団すりに遭つてもはたの者が見て見なかったり、たばこを吸つて

いるのを注意したらふん殴られたのをとめなかつたとか、気持ちの上では皆非常に正義感はあるのだけれども、それを行動にあらずすのにはなかなか勇気が要る。あるいは勇気を示しても一人だけになってしまつて、かえつてその勇気や正義がむだになつてしまつていふような最近の傾向が非常に強いわけですね。ですからやはり現在の風潮に合ったように取り締まりの内容なりいふものもよく検討していただいて、市民なり住民の正義感なり勇気といふものが助長されていって、それが一つの社会正義として高められていくような方向にあらゆる機構が努力をしていただくことが必要じゃないか、こういうふうな考えられるわけですが、先ほど一番最初に御質問した、要領のいいのが出ていくというのものがそれにつながるということになるわけですから、その点は十分検討していただいた内容で充実にいただかなければならないと考えるわけですね。それにはやっぱり職員配置なり中の機構なりといふようなものを十分充実していただくことも必要であると考えられますので、その辺は十分御検討いただきたいと思います。

○稲葉國務大臣 沖本さんの御意見というが、御質問といひますか、全く同感でございます。関係局とよく打ち合わせをいたしまして万遺憾なきを期し、先生の御要望にこたえてまいりたい、こう存じます。

○沖本委員 ありがとうございます。

○小宮山委員長 次回は、明二十六日水曜日、午前十時理事会、午前十時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会